

外国人の義務教育就学をめぐる諸問題

—ブラジル人児童・生徒の場合—

熊崎 さとみ

キーワード：ブラジル籍児童・生徒 義務教育課程就学 先生方と保護者 問題点 体制づくり

要旨

1990年の入管法改正以来増加してきた就労目的のブラジル人の在住に伴い問題となってきたのが、彼らの子供たちの就学問題である。その現場において生じている様々な問題を明らかにする為に行なった調査において、先生方やブラジル籍児童・生徒の保護者計149名から寄せられた回答によると、①日本全体での統一マニュアルの作成 ②日本文化・教育システム・学校制度・集団生活についてのガイダンス ③専門スタッフの常設（日本語教育・異文化理解のアドバイザー、カウンセラー）④サポート体制の充実（通訳、翻訳）⑤帰国後、ブラジルへの再順応を見越してのことば・教育・文化についての指導、という5点が、主に現在必要とされていることが分かった。

1. はじめに

法務省入国管理局の統計 (<http://www.moj.go.jp/PRESS/index.htm/>) によると、2001年末の時点で日本全体の外国人登録者数は1,778,462人で、その15.0%をブラジル人が占めている。一方、長野県の場合（長野県国際課集計 <http://www.pref.nagano.jp/index.htm/soumu/kokusai/data/gaitou.htm>）、同年末に登録されている外国人40,681人のうち、17,830人がブラジル人で、これは県内に在住する外国人の約44%を占めていることになる。長野県では、入国管理法が改正された1990年以来11年間でブラジル人は約13倍に増え、その急激な増加に伴い、長野県内の義務教育課程に就学するブラジル人児童・生徒も急増している。県教育委員会 (<http://www.nagano-c.ed.jp/kenkyoi/f-toukei.htm/>) によると、2001年5月1日の時点で小学校に521人、中学校に250人のブラジル人が在籍し、5年前に最も多かった中国籍の児童・生徒数を超え、現在ではブラジル籍の児童・生徒が外国籍児童・生徒数の半数近くを占めている。県内の全児童・生徒数から見るといずれも1%に満たない人数ではあるが、それぞれの学校に在籍する人数の多少に関わらず、何らかの問題が生じている。教育委員会や学校側の受け入れ体制が整う前に就学が始まり、またその急激な増加が教育現場の混乱を招いているのである。当初はそれぞれの学校で対応し、最近では長野県の国際課や義務教育課も受け入れ体制の整備に積極的に乗り出し¹⁾、ようやく

整いつつあるものの、まだまだ十分とは言いかねるのが現状である。本来ならば日本人の児童・生徒の場合と同様、ブラジル人の場合も児童・生徒間、児童・生徒と教師、教師と保護者との間で話し合いの場を設け、解決されるべき問題であったり、またそうすることで容易に解決できるであろう問題が、後述の通り、様々な要因に妨げられ、未解決のままとなっている。そこで本調査は、保護者と学校関係者の両者の意見を集約し、現場の「生の声」を反映させることで、現状に見合った、より現実的で具体的な体制づくりを行うための提言を成すことを目的とする。

2. 調査の概要

2-1 調査地と調査の対象

調査は長野県のほぼ中央に位置する塩尻市内の小学校2校と、塩尻市より南方に位置する伊那地方の小中学校13校の計15校（小学校11校、中学校4校）で行なった。いずれも在住するブラジル人の多い地域である。調査対象としたのは、日本語指導教室が開設されている小中学校の校長先生、教頭先生、日本語指導教室担当者、ブラジル籍児童・生徒が在籍しているクラス担任およびブラジル人児童・生徒の保護者である。

2-2 調査票

調査票は、先生方に対しては日本語、保護者の方に対してはポルトガル語の調査票を用意し、両者異なる face sheet と、以下の設問で構成される。設問の回答はいずれも自由に記述してもらった。

a. 先生方への設問

- ①ブラジル籍の児童・生徒を受け入れるにあたって、どんな点が問題だと感じていらっしゃいますか。また、どんな点を改善すべきだと思いにいらっしゃいますか。学校の体制、行政の体制、児童・生徒や保護者について、また授業や課外活動、学校生活、日本人児童・生徒との関係についてなど、どんな些細なことでも結構です、感じていらっしゃることを何でもお書き下さい。
- ②ブラジル籍の児童・生徒を受け入れて良かったと思われる点はどんな所ですか。
- ③ことばの教育など、教育上でどんな工夫をなさっていますか。
- ④その他、ブラジル籍児童・生徒の受け入れにあたって、日頃感じていらっしゃる事、疑問に思っている事、学校生活において工夫なさっている事等何でもお書き下さい。

b. ブラジル人保護者への設問

- ①学校生活で心配なこと、困ったこと、分からないことは何ですか。
- ②お子さんが日本の学校へ行って、どんなことが良かったと思いますか。
- ③あなたのお子さんの将来について、どんなことを希望・期待しますか。

- ④お子さんの将来について、心配なことは何ですか。
- ⑤学校や日本の政府・日本人にお願いしたいことなどがあったら書いて下さい。
- ⑥その他、お子さんの教育に関することについて、何か考えていること、感じていることがあったら自由に書いて下さい。

2-3 実施方法

調査期間；2001年10月5日から約一ヶ月間

調査票の配布と回収；いずれの学校でも、日本語指導教室の担当者の先生を通して調査票の配布・回収を行なった。

3. 調査結果

学校名や個人を特定できるような情報は、調査結果の報告の際に取り上げないことを調査の条件としたので、本報告において学校名などは一切取り上げない。また、学校によって受け入れ体制、外国籍児童・生徒数などが全く異なり、データの質が均一ではなく、また自由記述式という調査の性質のため、本報告は回答を統計的なデータで示すものではなく、調査によって得られた回答の傾向をまとめ、考察を加えるものである。

3-1 基礎データ

(1) 回収率

学校教職員 87人 (71.9%)

ブラジル人保護者 62人 (64.8%)

(2) 児童・生徒についての基礎データ

①児童・生徒数（先生方のface sheetから）

ブラジル人児童・生徒の場合、移動が激しく、調査票を配布・回収する間にもどんどん児童・生徒数が変わり、数値の確定が困難であったため、記入時の数値を採用したが、授業や学校行事の都合などにより、学校によって時期には若干（数日）のずれがある。

先生方の調査票のface sheetによると、この調査を行なった学校の場合、15校で計179人のブラジル人が小学校一年生から中学二年生までに在籍しており、これはこの15校の全児童・生徒数の約2%にあたる。また、学校によって在籍するブラジル人児童・生徒数は2人～34人とばらつきがあるが、一校あたり平均11.9人が在籍していることになる。

②滞在期間（保護者のface sheetから）

ブラジル人保護者から回収した調査票62人分（兄弟・姉妹がいるので、児童・生徒数は67人であった）によると、もっとも滞在期間が短い児童が2ヶ月、もっとも長い場合は10年11ヶ月であった。全体に分散してはいるが、2年未満が約3割を占め、5

年以上、という回答は約4割を占めている。児童・生徒の年齢を考えると学齢期のほとんど、あるいは生まれてからほとんどの期間を日本で過ごしている者も多い。

また、今後の予定については、永住を希望している家庭も若干あるが、ほとんどは「分からない」と答えている。予定滞在期間を具体的に回答した場合には、「4, 5年」という回答が多かった。

③言語環境（保護者の face sheet から）

67人の児童・生徒についての日本語能力についての保護者の回答は以下の通りである。

- a. よく話せる 39人
- b. 少し話せる 28人

また、家庭での使用言語については、以下の通りであった。

- a. ポルトガル語 30人
- b. 日本語 1人
- c. ポルトガル語と日本語だが、ポルトガル語が多い 24人
- d. ポルトガル語と日本語だが、日本語が多い 7人
- e. ポルトガル語と日本語が同じくらい 5人

さらに、家庭内で児童・生徒以外に日本語が話せる人がいる－48人 いない－19人という回答であった。しかし、言語能力・使用言語に関してはいずれも保護者の主観的な回答である点には留意しなくてはならない。

3-2 調査結果1 -先生方への調査から-

自由記述式の調査であるため、回答は多岐に渡ったので、調査者が全ての回答を大きくまとめ、簡略化したものを以下に報告する。尚、設問④への回答については、①～③の回答と重なるものが多かったので、それぞれの項目にまとめて報告する。

3-2-1 設問①「ブラジル籍の児童・生徒を受け入れるにあたっての問題点」への回答

(1) 保護者側の問題点

- 学校に対する意識が日本人と異なる；学校のシステムへの不理解、諸行事への不参加、学校への提出物・連絡などが無い、転出入に際するトラブルが多い（転出入を頻繁に繰り返す、突然転出する等）、諸費の徴収が困難。
- 学校と保護者とのコミュニケーションが困難；ことばの壁、勤務体制により不在がち。
- 家庭生活に関する問題；子どもの教育への無関心、子どもの生活リズムの乱れ、帰宅後1人で過ごす子どもが多い、金品の与え方に問題がある。

(2) 児童・生徒側の問題点

- 学校に対する意識が異なる；学ぶ姿勢、通学への積極性
- 学校のルールが守れない；服装、出欠席、持ち物等

- ・学校生活への不適應；ことば、制度、文化、宗教、生活習慣・食習慣等の違い
- ・コミュニケーションの不足；日本人児童・生徒との間、教師との間で
- ・ことばのハンディが大きい；高学年の場合、日本語習得に時間がかかる、個々の理解度の差が大きい、学習への影響が大きい

(3) 受け入れ体制

①行政の受け入れ体制

- ・行政からの人的・経済的支援が必要である。；通訳・翻訳の支援、相談員の配置が必要
- ・人数に関わらず、日本語指導教室の設置が必要。
- ・外国籍児童・生徒の位置づけが不明瞭である。；学習目標・評価・学籍の扱いでの混乱

②学校の受け入れ体制

- ・全職員の外国籍児童・生徒や日本語教室に対する知識・理解不足。
- ・ブラジル籍児童・生徒の増加に対応できていない。
- ・担任や日本語指導教室担当者の負担が大きい。
- ・日本語指導教室の担当者に日本語指導の知識・経験がない、十分な教材がない。

(4) その他

- ・児童・生徒の帰国後への不安；ブラジルへの再適應、ポルトガル語の保持、将来

3-2-2 設問②「ブラジル籍の児童・生徒を受け入れる利点」への回答

(1) 国際化・国際理解に関して（教師自身と児童・生徒両者への影響が見られた）

- ・異文化・異言語・外国人との接触で視野が広がり、興味を持つようになった。またそれらを尊重したり、許容範囲が広がり、違和感や「アレルギー」が減少した。
- ・他人を尊重する心（助け合いの心、共存への努力、差別意識の減少）が育った。

(2) ブラジル人の国民性からの影響

- ・ひたむきに学ぶ姿勢や運動、ダンス、絵画の能力から刺激を受けた。
- ・明るさ・元気で教室内に活気が出る。

3-2-3 設問③「教育面での工夫」への回答

(1) 学習面での工夫

- ・具体的な学習方法や教材での工夫。
- ・ポルトガル語の援用（学習教材、指導者のポルトガル語使用）。
- ・課題意識を持たせる。
- ・母語保持の時間を設ける。

(2) 精神面へのサポート

- ・精神安定の為、母国語でのカウンセリングを行う。
- ・個々の児童・生徒にあわせた学習を行い、精神的な安定を図る。
- ・学校での居場所づくりにつとめる。日本人児童・生徒との関わりを多く持たせる。

- ・生活指導や連絡事項の伝達を十分に行う。

3-3 調査結果2 -保護者への調査から-

3-3-1 設問①「学校生活で心配なこと、困ったこと、分からないこと」への回答

(1) 授業内容

- ・授業についていかれるか、親が勉強を見てあげられない、学習意欲の低下。
- ・日本語力の不足。

(2) 学校生活

- ・他の子どもとうち解けられるか、コミュニケーションが十分か、いじめの有無。
- ・差別意識や不平等感に対する不満。
- ・先生やクラスメイトに気に掛けてもらえないことがある事。
- ・欠席が多い。
- ・先生の、児童・生徒に対する指導方法（学習面、生活指導面）に疑問がある。

(3) 家庭と学校との連携

- ・仕事で諸行事に参加できない。
- ・学校と保護者とのコミュニケーションが不十分である（ことばの壁が原因）。

3-3-2 設問②「日本の学校へ行って良かったこと」への回答

- ・日本語・日本文化・日本の生活習慣の習得ができること。異文化体験ができること。
- ・日本の教育（質の高さ、課外活動、生活指導、特別教科）が受けられる事。
- ・様々なハンディを乗り越える能力が培われること。

3-3-3 設問③「子どもの将来への希望」への回答

- ・高等教育を受けること。
- ・外国語（日本語・英語）の習得をすること。
- ・自分の目標や夢を実現し、人生や仕事で成功すること。
- ・人間的な成長、立派な人格を育てること。

3-3-4 設問④「子どもの将来への不安」への回答

(1) 日本での生活に関して

- ・教育費の支払いができるか。
- ・日本での生活、学校生活、学習に適應できるか（日本語力も含め）。
- ・日本人との交流不足、外国人への偏見、様々な挫折。

(2) ブラジルへの帰国に際して

- ・ポルトガル語力の不足（読み書きができない、忘れてしまった、習得が困難である）。
- ・ブラジル文化や生活習慣への適應ができるか不安。

- ・日本と教育面でのシステムの違いが大きいので、帰国後が心配である。

(3) その他

- ・子供自身の健康面、精神面、成長面。
- ・社会情勢（テロや戦争）、社会問題（犯罪、暴力、薬物）への不安。

3-3-5 設問⑤・⑥「学校、日本政府などへの要望」への回答

(1) 学校生活について

- ・外国人への気配りや手助け、受け入れ体制が必要（通訳や翻訳の必要性、日本語力に応じた対応、学習の進め方への配慮、個々を理解し受け入れて欲しい）。
- ・カウンセリングを行う人の設置。
- ・家庭環境、個々の子どもの能力や将来を考えた教育システムの導入。
- ・十分な生活指導、学校内の安全管理、学校のシステム（通学方法や通学区制）の見直し。
- ・学習面に偏らない指導。

(2) 授業内容について

- ・母語保持の時間を設ける。
- ・日本語力をつける、日本語力の強化。
- ・日本人児童・生徒との交流や協力が行える授業。
- ・学力に応じた対応（補習授業や授業内容を簡単にするなど）。
- ・授業の多様化（生活知識、パソコン、英語や図工、体育の内容の多様化）。

(3) その他

- ・ブラジルで通用する卒業証書の発行ができる学校の設置。
- ・企業の配慮が必要（親が学校行事に参加できるように。差別や解雇をたてにとるようなことをやめて欲しい）。
- ・ブラジル文化と日本文化の融合。

3-4 考察 -今、何が求められているか-

3-3では、調査票にあげられた回答を羅列したが、子どもを預ける側と受け入れ側との両者が抱えている問題点をまとめたことで、具体的に今、ブラジル人の児童・生徒の就学にあたって何が求められているかが見えてきた。

(1) 外国籍児童・生徒の受け入れにあたって

- ①日本全体での統一マニュアルの作成
- ②日本文化・教育システム・学校制度・集団生活についてのガイダンス

(2) 学校生活において

- ①専門スタッフの常設；日本語教育・異文化理解のアドバイザー、カウンセラー

②サポート体制の充実；通訳、翻訳

(3)その他

①帰国後、ブラジルへの再順応を見越してのことば・教育・文化についての指導

まず、(1)について。ブラジル人の場合、日本滞在の目的は就労であることが多く、労働条件の良し悪し、景気の動向などによる国内移動や出入国が激しい。それに伴い、子ども達の転出入も頻繁であり、一つの学校への在籍期間もほんの数日のこともあれば数年にわたることもある。学校によって書類の形式や、必要な提出書類、学籍簿の記述方法等が異なることで、学校側も保護者側も転出入の際混乱する。また学習目標や指導要領、評価の扱いなども不統一であり、実際の指導現場では、どうして良いか分からない、という戸惑いの声も多くあがった。これらを解決するために、外国籍児童・生徒の位置づけを明確にし、その転出入や在籍に伴う諸書類の統一と受け入れマニュアルの作成が学校や自治体単位ではなく、日本全体規模で行われることが急がれる。

また、日本とブラジルでは文化や生活習慣のみならず、教育システムも異なり、集団生活のあり方も異なる。それらに対する認識が不十分であることが様々なトラブルを招いていることから、就学前に、保護者と児童・生徒本人に対して、十分なガイダンスを行う必要がある。保護者も、ブラジルの学校が教科学習に主眼をおいているのに対し、日本の学校の場合には教科学習のみならず、集団生活や生活指導の面にも重点をおいていることを十分理解した上で就学させる必要がある。

(2)は学校内でのシステムである。①と②は重なる部分もあるが、まず日本語指導教室の設置に際しては日本語指導を専門とする教員又はアドバイザーの配属が必要である。現状では全く初めて日本語指導を行う、という担当者がほとんどである。日本語指導教室の多くは1～2年で担当者が変わる。これは日本語指導教室や外国籍児童・生徒に対してより多くの先生方の理解を得る、という意味では有効であるが、未経験者ばかりでは指導者が替わるたびに指導方法が変わり、児童・生徒が戸惑ったり、担当者の負担が非常に大きくなる。その時に日本語指導を専門とする教員がいることは、指導の継続や指導方法の継承に有効である。また、日本語指導に関してだけではなく、慣れない生活、異なる学校制度や学校生活に大きなストレスを抱えている児童・生徒は多いため、カウンセリングを行える人員の配置も必要である。さらに、日本とブラジルについて、その相違を両者に対して十分に説明できることで、多くのトラブルに対応できる、あるいは未然に防ぐことができることから、異文化理解に関するアドバイザーの存在も必要であろう。一例を挙げれば、「清掃」がトラブルの原因となることはよく聞く。「清掃」は、日本では学習の場を自ら清潔に保つ、という学習の一環であるのに対し、ブラジルでは低所得者層の仕事である。日本のシステムを一方的に強制するべきではないということ、またこの相違を両者に十分説明できることで衝突を防ぐことができるのである。この一例に限らず、あらゆる場面で、そして「異文化理解とは」、「国際化とは」という根本的な問題への対応においても有効で

ある。

そして以上の機能が十分に活用されるためにも、また児童・生徒や保護者とのコミュニケーションの為にも通訳者や翻訳者が必要である。これらの人員は各市町村に一人、というような人数では十分な対応が行えるとは考えにくい。各学校に配置されることが理想ではあるが、現実には難しい。まずは拠点校のような形で、それぞれが動きをとりやすいような範囲での配置が望まれる。現在の教育システムでは教員免許を持たない人の常駐は難しい面もあるが、枠を取り払った採用が現場では求められているのである。

最後に(3)に関して。日本側ではやはり「日本の生活に適應すること」を前提として教育が行われている。3-1で述べた児童・生徒の基礎データによると、言語形成期の多くを日本で過ごした者が多く、しかも母語となるべきポルトガル語を主に家庭生活においてのみ習得したため、語彙の偏りや文法体系の欠落が見られる。中にはアルファベットを書けない、読めない子さえいるのである。つまりポルトガル語が母語として十分に定着しておらず、また日本語も母語といえるほど十分ではない児童・生徒が多いのである。これは日本での生活にもブラジルでの生活にも大きなハンディとなる。現実には多くのブラジル人はいずれ帰国することを考えると、スムーズにブラジル社会や学校に適應できるよう、ブラジルへの帰国を見越した母語保持や教科学習も必要となるのである。

4. まとめと今後の課題

コミュニケーションの問題のように、先生側と保護者側の両者が問題だと感じている、一致した意見も見られる一方で、先生方の回答に見られたブラジル籍児童・生徒や保護者に対する学校や先生方の取り組みや努力、ご苦労や心配りが、彼らに十分には伝わっていないように感じられた。と同時に先生方からも、現在の教育課程では外国籍児童・生徒に対して十分な指導・相談・対応にあたれるだけの時間や教員数が不足していることがあげられている。また、保護者からの声もなかなか学校に届きにくいとも言えよう。

この提案の全てが実現したからと言って、全ての問題が解決するわけではないが、受け入れ体制が整う前に大量のブラジル人児童・生徒が義務教育課程に就学し始めたからこそ、現実に必要なとされているものが何か、具体的に見えてきたとも言える。そして今後もブラジル人児童・生徒は多少の変動はありつつも在籍し続けるであろうし、現在多く在籍するブラジル籍、中国籍、韓国籍以外の国籍の児童・生徒の就学問題も起こりうる。明確な体制づくりを行うことは、ブラジル人に限らず、今後外国人が義務教育課程に就学する際にも応用が可能であるだろう。

ここに列挙したのはあくまでもシステム的な問題であって、受け入れる側には外国籍の子供達への理解や配慮が必要であるし、保護者にも子供の教育や生活への十分な配慮が必要であることは言うまでもない。保護者の雇用形態に起因する問題も数々見られたことから、ブラジル人を雇用している企業の配慮も必要である。さらには、これらの諸問題については日系人就労者の受け入れを決定した日本全体の問題として、政府・企業・学校が

一体となって取り組む必要があると思われるにも関わらず、現時点では「たまたま外国籍の子どもが通うことになった学校或いは担任の先生、日本語教室の先生」や「困っている保護者」がそれぞれの抱える困難に、それぞれで直面している事実も見過ごすことはできないし、これらの諸問題が原因となり、学校への不適応から不登校になった子ども達が少なからずいることも大きな問題の一つであり、今後対応していかなくてはならない課題の一つでもある。

また、今後、帰国後のブラジル人児童・生徒についての大規模な追跡調査が行われることで、日本滞在中の教育において何が必要かもさらに見えてくるだろう。さらに帰国後のことを見越すと、日本だけで解決されるべき問題ではなく、いずれもブラジル政府との連携が必要であることも重要な点である。

日本側が日本の生活・学校への適応に主眼を置いているのに対して、ブラジル人の方々は日本への適応とブラジルへの再適応が必要である。保護者達は、経済的事情があるにしろ、自分達の意志で日本への居住を決め、日本国内での移動や出入国を行なっている。しかし、子供達はその親たちについて行くしかないのである。保護者達と異なり、母国語及び母国での教育さえ確立していない子供達は、外国での生活や外国語での生活・教育を余儀なくされ、重なる移動で何度も新しい学校への適応を求められ、ブラジルへ帰国した時には再びブラジル文化・ブラジルの教育・ポルトガル語への適応を求められる。これによって子供達が精神面や学習・教育面、アイデンティティーの確立にどんなに大きな負担を強いられているか、それを考えなくてはいけないのは大人達であることを忘れてはいけない。

付 記

本原稿は2001年12月8日の長野・言語文化研究会及び2002年2月17日の長野県ことばの会で行なった口頭での発表内容の一部に加筆・修正の上作成したものである。

ポルトガル語版アンケートの翻訳にあたっては Ayako Elza Otani さん、Toshie Marcia Miyashita さんに協力して頂き、ポルトガル語の回答は伊藤ゆみさんに翻訳して頂きました。各学校の日本語指導教室の先生方にはアンケートの配布・回収などにご協力頂き、特に細江文子先生には、御尽力頂き、深く感謝しております。そして本調査にご協力いただいた多くの先生方、保護者の皆様、貴重なご意見を下さった方々、資料を提供して下さいました方々にもこの場を借りてお礼申し上げます。

注

- 1) 長野県国際課と義務教育課は2001年11月に「外国籍児童の教育問題への対処方針」を打ち出し、「県、県教育委員会、市町村教育委員会と学校とが一体となって、外国籍児童受け入れのための体制づくりを進めるとともに、外国籍児童の保護者に働きかけ、就学を促進する」ことを目的とし、受け入れ体制の整備を平成14年度より開始した。

主要参考文献

- エレン・ナカミズ 1996 「在日ブラジル人労働者における言語生活—社会的ネットワークと日本語使用との関連—」 国立国語研究所『日本語とポルトガル語(1)』 くろしお出版
- 大橋敦夫・鮎澤千鶴 1995 「幼児教育における日本語教育のあり方をさぐる—長野県下の実態調査を事例として—」『上田女子短期大学児童文化研究所「所報」第17号』
- 国立国語研究所 2000 『日本語とポルトガル語(2)ブラジル人と日本人との接触場面』 くろしお出版
- J.V.ネウストプニー 1982 『外国人とのコミュニケーション』 岩波書店

